

令和8年度 駒澤大学大学院 科目等特別履修要項

【大学院社会学分野の単位互換制度】

I. 出願資格

出願できる者は、単位互換の協定校に在籍する大学院正規生で、所属大学の指導教員および事務局の承認を得た者に限ります。

※本学における身分は「科目等特別履修生」となります。

II. 履修科目および科目数

本学社会学専攻修士課程及びグローバル・メディア専攻修士課程において指定した科目の中で、原則として本学の正規生（科目等履修生を含む）の履修者がいる科目に限ります。履修できる単位数は、1学生あたり10単位を上限とします。

III. 出願手続

受付期間内に下記の書類を揃えて申し込んでください。

① 願書（所属大学で交付）

※出願者は一回目の授業に出席し、授業担当教員から受講承認を受けてください。

※本学授業開始日：【前期】令和8年4月11日（土）、【後期】令和8年9月16日（水）

② 写真1枚（カラー：3か月以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm）

※裏面に氏名を記入してください。

IV. 願書受付期間

・出願書類は、本学教務部⑤番窓口にて提出し、許可印を受けてください。

◆ 受付期間：【前期】令和8年4月11日（土）～4月17日（金）

【後期】令和8年9月16日（水）～9月29日（火）

◆ 時 間：平 日 9：00～18：00

土曜日 9：00～12：00

※窓口受付時間は変更になる場合がございます。ホームページをご確認のうえ、お越しくください。

※所属大学の履修登録等で問題がある場合は、所属大学の担当部署にご相談ください。

※科目によっては、オンライン等で授業を行う場合がございます。履修希望科目の事前確認のため、授業開始前に下記のアドレスまでご連絡ください。

アドレス：kyo2sec-in@komazawa-u.ac.jp

V. 履修許可後の手続

(1) 履修可否の結果は、5月中旬所属大学あてに通知する。なお、上記Ⅲの出願手続きが完了している場合、出願者は当該年度授業開始日より履修許可決定日までの間、当該科目を受講することができる。

(2) 履修が許可された者は、本学財務部窓口で手数料を納入し、本学教務部⑤番窓口で「科目等特別履修生証」の交付を受けること。なお、指定された期間内に手続をしない場合は、履修許可を取り消す。

◆手数料：1科目（4単位）2,000円（国立大学所属の学生を除く）

◆納入期間：【前期】令和8年5月22日（金）～5月29日（金）

【後期】令和8年10月5日（月）～10月12日（月）

※国立大学所属の学生は所属大学の定める期間・方法による。

◆時 間：平 日 9：00～16：30（12：30～13：30を除く）

土曜日 9：00～11：30

VI. 単位の認定

科目等特別履修により修得した単位については修了に必要な単位に算入することができるものとします。なお、単位の評価については所属大学の認定によるものとします。

VII. その他

(1) 受理した提出書類・手数料は、返還しません。

(2) 図書館等の施設の利用にあたっては、本学の指示に従ってください。

(3) 本大学院の学則又は諸規程に反した場合、および病気その他の理由により履修の継続が不可能となった場合は、履修許可を取り消します。

(4) 手数料は協定校の議決により決定します。

問合せ先 駒澤大学大学院（教務部教務2係）

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢1-23-1

TEL (03) 3418-9116